

基本計画（新プラン）における施策体系案

別紙 1

基本方針 家庭・地域における子育て支援

基本的施策	施策の基本方向	施策	主な施策内容	目標指標（例示）	現況（H20実績）	H17実績
1 子育て家庭に対する支援	(1)子育て等に関する情報提供・専門的な相談の実施【第10条】	子育て支援情報の提供や相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種の子育て支援施策が子育て家庭に周知・活用されるよう、市町村と連携協力した効果的な情報発信と、情報紙や子育て支援ホームページの充実 複雑化・多様化している県民からの相談に的確に対応するため、各相談機関等との連携強化と相談員の資質向上 子育てや家庭教育などの不安や悩みに対応する電話相談や家庭教育カウンセリング、子育て電子メール相談などの相談体制を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ「子育てネッ!とやま」年間アクセス件数 	56,177件	35,042件
		妊娠・出産に関する情報提供や専門相談などの充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦が、妊娠中の不安や悩み、疑問等を、いつでも気軽に相談できるよう、相談窓口の充実 母と子の愛着形成の促進と豊かな母性意識の醸成を図るため、すべての妊婦を対象とした妊娠出産を支援する情報誌の作成・配布 市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を推進 市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催を支援 			
(2)多様な保育サービス・子育て支援サービスの充実【第12条】		保育従事者の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、調理員など保育従事者を安定的に育成・確保するとともに、専門性を高め、資質向上を図る研修を支援 			
		保育サービス内容の評価と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 保育サービスの質の確保・向上を図るため研修や指導監査の実施 福祉サービス第三者評価制度の普及 保育に特別な配慮を必要とする児童が増えてきていることから障害児保育の充実を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価を受ける児童福祉施設数 	23か所	8か所
		延長保育等の多様な保育サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の待機児童が年間を通して発生しないよう、市町村に対し、適正な定員の確保や定員の弾力運用を指導 保護者の働き方の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応し、延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実を促進 臨時的な保育ニーズに対応する、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの充実と普及を促進 共働き家庭の幼児教育に対するニーズに応じるため、幼稚園における保育機能を向上させる預かり保育の充実を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 休日保育実施保育所数 	39か所	18か所
		放課後児童クラブ等の拡充(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 共働き家庭の小学校の児童が、授業終了後に過ごす放課後児童クラブやさんさん広場の整備や運営に対し助成 放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化を進め、運営改善を支援 放課後児童クラブの指導員の資質向上を図るための研修の実施 特別支援学校等の児童生徒を対象とした放課後の一時預かりを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ数 	178か所	159か所
			<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブのうち18時を越えて開所するクラブ数 	18か所	-	
			<ul style="list-style-type: none"> とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数 	17か所	5か所	
子育て支援拠点の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て情報の提供、子育て親子の交流、育児相談・指導に応じる子育て支援センター等の設置促進とその取組内容の充実 保育所や幼稚園、富山型ディサービスなどにおける地域の子育て支援の取組を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センター設置箇所数 	52か所	35か所		
地域の実情に応じた施設整備や幼保連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> 保育児童の増減、低年齢児の受入拡大など、地域の実情に応じた保育環境に対応するため、市町村や保育所に対し、施設や設備の整備を支援 就学前の教育と保育を一体的に捉え、保育士と幼稚園教諭の合同研修などによる幼保連携の促進 保護者等の多様なニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園制度の普及 					
(3)ひとり親家庭などに対する支援【第10条】		相談や情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子(父子)自立支援員の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭が身近なところで相談できるよう、相談機能を充実 民生委員・児童委員等地域の相談機関や市町村などとの連携の促進 			
		生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親が病気等により一時的に家事、育児等の日常生活に支障をきたす場合に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業の取組を促進 ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、又は就業のための訓練が受けられるよう保育所への優先入所や子どもの居場所づくりを促進 			

2 地域における子育て支援の促進	(1)子育てを支援する人材の育成 【第12条】	子育てを支援する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域における身近な相談相手である母子保健推進員や家庭教育アドバイザーなどの育成の支援 団塊の世代など経験者の知識やノウハウを活用し、保育施設でボランティア活動を実施できる人材を子育てシニアサポーターとして、市町村と連携し育成 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てシニアサポーターのうち、子育て支援活動している人の数 		
		子どもの豊かな遊びや体験活動を創造、普及する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの自然体験、奉仕活動、遊びなど児童健全育成に取り組む団体の育成と活動を支援 児童の健全育成に取り組む団体で実施している認定指導員やジュニアリーダーの養成講座等により、子どもの遊びの指導者づくりを推進 青少年の野外活動等を指導するボランティアの養成を促進 			
	(2)子育て支援活動の促進 【第12条】	異年齢の子どもや子育て中の親が集う居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等が、保護者の就業状況や子どもの年齢等にとらわれず、多様な形で自主的に子どもの居場所づくりに取り組む「とやまっ子さんさん広場」を市町村と連携しながら推進 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちが様々な遊びや学び、地域住民との交流などを体験できる取組みを推進 地域の身近なところで、楽しく親子が集い交流する子育てサークルの活動の場づくりを支援 	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター設置市町村数 	12市町村	11市町村
	高齢者やNPO等の力を活かした子育て支援活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かな子育て支援を推進するため、ボランティア、NPO、子育てサークル等の団体の立ち上げや活動を支援 子どもと高齢者・障害者等との共生や世代間交流を促進 地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター活動を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサークル活動組織数 	180サークル	172サークル	
	(3)子育て支援のネットワークづくり 【第12条】	子育て支援活動に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関するNPOやグループ等の先進的な取組や行政との協働事例を収集し、情報提供を行い、ネットワーク化の基盤となる団体の活性化を促進 			
		子育て支援団体のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援団体のネットワークの形成を促進 			
3 安心して子育てができる生活環境の整備	(1)子育てにやさしいまちづくり 【第13条】	子育てバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦、子ども、子ども連れの人利用しやすい、低床バスや低床型路面電車(LRV)の導入を促進 歩いて行ける身近な場所において、健康運動や遊び場、休息やコミュニケーションの場となる都市公園を整備するとともに、園路やトイレ等の公園施設のバリアフリー化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 安全に通学できる歩道割合 	81.0%	75.0%
		子育て世帯にやさしい施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> 富山県民福祉条例に基づき、子育て中の親子、高齢者、障害者等の利用に配慮した建築物や公共交通機関の施設、道路等の整備を都市計画や交通などの関係分野との連携を図りながら促進 子育て中の親子が気軽に文化活動等に参加できるよう、臨時保育室を設置 妊産婦や乳児を抱えた保護者が安心して外出できるように妊産婦等優先駐車場や授乳室等の整備を促進 			
		安全・安心まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の主要な道路において移動の円滑化を推進し、事故の危険性の高い通学路において安全・安心な歩行空間の創出を推進 河川が安全な水辺空間となるよう、緩傾斜護岸などを整備し、身近なオープンスペースとして活用 			
	(2)子どもの交通安全対策の推進 【第13条】	交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、小学校等において参加・体験・実践型の交通安全教育を推進 チャイルドシートの普及・啓発活動及びチャイルドシート着用推進の指導員を育成 自転車乗車時のヘルメット着用推進の広報、幼児二人同乗用自転車の安全運転講習等の開催などを実施 街頭指導等を通じた交通ルール・マナーの指導・啓発を行うほか、子ども自転車大会の開催を通じて交通安全意識の高揚を促進 	<ul style="list-style-type: none"> チャイルドシートの使用率 	59.3%	61.4%
		交通危険箇所の調査と安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 幼児、小中学生が交通危険箇所を調査して、ヒヤリマップ作成や交通安全ホームページ製作に取り組むこと等により、地域住民をはじめ幅広く交通安全意識を啓発 重大な交通事故発生現場での実地調査により、子どもに配慮した交通施設の設置など交通環境の改善と整備を推進するとともに調査結果等の情報をホームページ等により県民に提供 			
	(3)子どもを犯罪から守るための活動の推進 【第13条】	犯罪被害に遭わないための防犯安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯意識を高め、不審者に対する対処方法を身につけるため、「子ども安全サポーター」を幼稚園、学校等に派遣し、防犯安全教育を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯教室の開催学校数 	334校	281校
		犯罪から地域の子どもを守る意識を高める情報提供・指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ホームページを活用した子ども安全情報を提供し、子どもの安全を守る意識を高めるとともに、子ども110番の家に対する防犯指導を実施 学校や関係機関を通じて、子どもの犯罪等の被害の現状、関連分野の規制について広報啓発活動を推進 			
		防犯ボランティアとの連携強化と情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> 民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動の充実を図り、地域ぐるみによる子どもの安全対策を推進 学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、学校、家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図りながら、地域全体で子どもの安全を見守る体制整備を推進 不審者情報等を県下全域または地域ごとに統計等で提供 			
	(4)良質な住環境の確保 【第13条】	子育て世帯を支援する良質な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人富山県建築住宅センターにおいて、住宅相談所を開設し一般県民に対して住宅相談や住情報を提供 市街地再開発事業などにより、中心市街地への住宅供給を推進 			

4 母と子の健康づくりへの支援	(1)安全で安心な妊娠・出産の支援 【第14条】	<p>妊娠期からの継続した保健、医療等の支援体制の整備充実</p> <p>保健・医療従事者の資質の向上</p>	<p>・妊婦の心身の健康の保持や、子どもの健やかな成長のため、医療機関と連携し、妊娠の早期届出を更に推進</p> <p>・妊婦健康診査の必要性や重要性に関する普及啓発を推進</p> <p>・妊婦の多様なニーズに対応できるよう、助産師外来の開設支援や、助産所における妊婦健診の普及を推進</p> <p>・産前産後の母の心身の安定を図るため、相談体制を充実</p> <p>・更なる資質の向上を図るため、母子保健医療従事者等を対象とした研修会を充実</p> <p>・母子保健事業評価等の仕組みの導入について検討</p>	・妊婦健康診査の受診率	93.2%	93.4%
	(2)子どもの健やかな成長のための支援 【第14条】	<p>乳幼児の健康診査や保健指導の充実</p> <p>乳幼児の身体と心の健康づくり</p>	<p>・保護者の満足度を意識した健康診査の充実を図るとともに、健診を受診しない親子に対する支援を強化</p> <p>・新生児訪問や乳児訪問、乳幼児健康診査などを契機として、育児に悩む保護者の早期発見とその支援を推進</p> <p>・未熟児や発達に何らかの支援を要する乳幼児に対して、相談機会の充実に努めるとともに、関係機関との連携による支援体制を強化</p> <p>・市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を推進(再掲)</p> <p>・市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催を支援(再掲)</p> <p>・母乳育児を推進するため、産科・小児科医療機関や関係機関、関係団体等と連携し、正しい知識の普及啓発、妊娠中からの相談体制の強化、社会全体で母乳育児を継続するための環境づくりを推進</p> <p>・幼児期から、早寝早起きなどの基本的な生活習慣が身につくように、あらゆる保健事業の機会を通じて、正しい知識の普及啓発を推進</p> <p>・乳幼児とその保護者に対する歯磨き習慣の定着等を支援し、健康の礎となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進</p>	・未熟児訪問指導の実施率	92.0%	87.0%
	(3)障害や疾病のある子どもへの支援の充実 【第14条】	<p>障害等を有する子どもの早期発見・早期療育</p> <p>子どもの成長に応じた一貫した支援体制の充実</p> <p>発達障害に対する支援の充実</p>	<p>・市町村が行う乳幼児健診において、障害児等を早期かつ適切に把握し、対象となる児の早期療育を支援</p> <p>・先天性代謝異常症や聴覚障害など新生児マススクリーニング検査の推進・精度管理と、その後のフォロー体制を充実</p> <p>・発達障害児等の早期発見、早期療育にかかる人材の育成</p> <p>・医療機関や関係機関との連携を強化し、小児慢性特定疾患治療研究事業を推進するとともに、慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童とその保護者等に対する支援を充実</p> <p>・心臓病や糖尿病、がんなど、疾病や障害を有する子どもと親等の支援</p> <p>・医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携を強化し、障害をもつ子どもの成長に応じ一貫して支援が提供される体制を充実</p> <p>・発達障害のある子どもに対して、医療・教育・福祉の関係機関と連携した総合的な支援体制を整備</p> <p>・発達障害者支援センターにおける発達障害児及びその保護者等に対する相談支援や発達支援、情報提供等の充実</p>	・重症心身障害児通園事業実施箇所数	4か所	2か所
	(4)周産期医療等の充実 【第15条】	<p>周産期医療体制の整備充実</p> <p>小児医療体制の充実</p> <p>不妊に関する理解の促進と相談体制の整備</p>	<p>・高度な周産期医療を提供し、24時間365日受入れることができる、総合周産期母子医療センター(県立中央病院)の整備充実</p> <p>・消防機関との円滑な連携により、母体及び新生児の救急搬送体制を強化</p> <p>・周産期医療従事者の更なる資質向上を図るため、関係者に対する研修会を充実</p> <p>・保護者等の不安を解消するため、夜間の子どもの急病等について相談できる体制を整備し、適切な救急医療機関の受診を支援</p> <p>・県内各医療圏の実情に応じて、比較的軽症な患者を対象とした初期救急から、入院を必要とするような患者を対象とする第二次救急、さらに重篤な患者を対象とする第三次救急までの小児科救急医療体制の充実を推進</p> <p>・小児科医、産科医等を目指す医学生に修学資金を貸与するなど、小児科医や産科医の人材を確保</p> <p>・不妊に関する相談体制の充実を図るとともに、不妊に関する正しい理解を促進するため、より幅広い啓発を推進</p> <p>・相談業務に従事する職員の資質向上を図るため、研修会を充実</p>	・主に小児科医療、産科婦人科医療に従事している医師数		H18実績 小 147人 産 97人

基本方針 仕事と子育ての両立支援

基本的施策	施策の基本方向	施策	主な施策内容	目標指標(例示)	現況(H20実績)	H17実績
1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進	(1)働き方の見直し【第16条】	仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	・職業生活と家庭生活の両立できる職場づくりの重要性について、シンポジウムの開催を通じ、事業者・労働者への理解を深めるとともに、 <u>事業主向け広報誌等によりワークライフバランスの好事例情報を提供するなど意識啓発を実施</u>	・年次有給休暇取得率	45.3%	43.4%
		労働時間の短縮等の推進	・シンポジウムの開催等を通じ、ノーマル残業デーの実施や年次有給休暇の取得促進など、労働時間の短縮に向けた企業への働きかけを推進	・週労働時間60時間以上の雇用者の割合	H19実績 11.3%	H14実績 10.7%
		正規、非正規にかかわらず働きやすい就労環境の実現	・短時間勤務やフレックスタイム制など個々人の意識やニーズに応じた勤務形態の導入促進や、雇用形態が正規・非正規の別に関わらず均衡な処遇となるようにシンポジウムの開催や広報誌等を活用し、実効性の確保に取組 ・ITを活用して自宅などで仕事をするSOHO事業者の活動を支援し、柔軟な働き方を推進			
		企業と連携した家庭教育支援	・働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して、家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会を充実			
1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進	(2)企業等における男女共同参画の取組促進【第16条】	男女雇用の機会均等確保の広報・啓発	・事業者に対するセミナーの開催などにより男女雇用機会均等確保の広報・周知や意識の啓発	男女共同参画チーム・オフィサー設置事業数	82事業所	44事業所
		職場における男女共同参画の取組促進	・企業の役員クラスを対象とした男女共同参画チーム・オフィサーの設置を促進するとともに、取組に積極的な事業所の認証や表彰を実施、さらに企業の取組促進のための優遇措置等を検討 ・職場における性別による固定的役割分担意識の解消や、それを助長する職場慣行の是正に向けた啓発活動を推進			
2 一般事業主行動計画の策定促進	(1)一般事業主行動計画の策定支援【第17条】	一般事業主行動計画策定の広報・啓発	・次世代育成支援対策推進法より県条例で策定の義務づけの対象範囲を51人以上に拡大し、より規模の小さい企業への取組を推進 ・セミナー等を通じ事業者、労働者などへの広報・啓発を実施	一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数	712社	-
		一般事業主行動計画の策定促進に向けた取組	・ <u>事業主へ両立支援推進員を派遣し一般事業主行動計画策定のアドバイスを行うとともに、計画策定のための研修会を開催</u>			
		一般事業主行動計画の実効性の確保	・両立支援推進員の企業訪問を通じた助言を行うとともに、計画を無料で公開できる子育て支援企業エントリー制度ホームページによる計画公表を促進			
3 子育てと両立できる職場環境の整備	(1)両立支援制度などの定着促進【第18条】	育児休業、短時間勤務、子の看護休暇制度などの周知と活用推進	・育児・介護休業法に基づく子を養育する労働者への短時間勤務、所定外労働の免除制度の導入や、育児休業、子の看護休暇の制度がより活用されるよう、事業者へ理解を促し、雇用環境の整備を促進 ・育児休業代替要員確保等助成金など育児休業制度の活用を促進する各種助成金制度の周知を促進	・育児休業取得率	男 0.4% 女 93.4%	男 0.0% 女 90.4%
		男性の子育て参加の促進	・男性が子育てに参加する必要性について理解を深め、育児・介護休業法に基づく育児休業の取得を促進するため、制度の周知と職場での啓発活動を推進			
		再雇用制度の理解促進	・セミナーや両立支援推進員の派遣を通じて、育児・介護休業法で定められた再雇用制度の普及を推進			
	(2)両立支援に取り組む企業への支援【第18条】	両立支援に取り組む企業の表彰と周知・普及	・ <u>両立支援に取り組む企業を顕彰するとともにセミナーや広報誌等を通じ表彰企業や好取組事例を周知</u>	・事業所内保育施設の設置数	42か所	29か所
両立支援に取り組む企業への優遇措置の実施		・両立支援に取り組む企業に対し、一般競争入札参加資格を優遇するなどを措置				
両立支援に取り組む企業への人材確保の支援		・行動計画を策定した企業を対象とした企業面接会を開催することで、両立支援に取り組む企業の優秀な人材の確保を支援				
事業所内保育施設設置企業への助成		・従業員のための保育施設を事業所内に設置・運営する企業に対し助成を行うとともに、助成制度の周知を図り活用を促進				
4 就業支援	(1)キャリアアップや再就職等の促進【第19条】	キャリアアップの支援	・働く女性が能力を發揮しながら働き続けることができるよう、経験を踏まえた女性からの情報提供や互いの情報交換などができるセミナーを開催し、女性のキャリアアップを支援	・チャレンジ支援相談・情報提供件数	618件	256件
		再就職に備えた職業能力開発の支援	・出産・育児等のために退職した女性を対象とした職業能力開発等の就業支援プログラムを一層充実し、再就業に向けた取組を支援			
		就業や起業に関する相談・情報提供	・子育てなどにより退職した男女の再就業や起業を支援 ・女性の様々な分野へのチャレンジを支援するための相談や情報提供を実施			
	(2)若者の就業支援の充実【第19条】	新規学卒者をはじめとする若者の就業支援の強化	・若者の雇用の安定や少子化を抑制する観点から、 <u>新規学卒者をはじめとする若者の就職支援を強化</u>	・若年者(15歳から34歳)の正規雇用率	76.0%	
		フリーターやニート等の若者に対する支援	・早期からの職業意識の啓発や、若者への就業支援、企業への意識啓発に取組み、若者の正規雇用を推進 ・学校において児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進するとともに、就職活動などを支援			
		起業等による就業機会の創出	・商店街の空き店舗を活用したチャレンジショップの開設などの起業化を支援			
(3)ひとり親家庭等の自立支援の推進【第19条】	相談や情報提供機能の充実	・母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業の専門の相談員による就業相談や求人情報を提供	母子自立支援プログラム策定件数	37件		
	就業支援や生活支援の推進	・より安定した仕事に就き経済的に自立した生活を送ることができるよう、母子家庭等就業・自立センターにおいて、ハローワークと連携した職業能力の開発や、ニーズに応じた支援プログラムの策定など一貫した就業支援を実施				

基本方針 子どもの健やかな成長の支援

基本的施策	施策の基本方向	施策	主な施策内容	目標指標(例示)	現況(H20実績)	H17実績
1 子どもの権利と利益の尊重	(1)子どもの権利と利益に関する広報・啓発【第20条】	子どもの人権尊重についての理解促進	・保護者に子どもの権利の擁護などを周知するため、母子健康手帳の交付時などの機会を利用して啓発資料を配布するとともに、子どもの権利と利益の擁護に取り組む団体等の活動を支援	・児童憲章の認知度		
		子どもが意見を表明又は反映できる機会づくり	・子どものコミュニケーション能力や規範意識等の育成を図るため、自らの意見を発表する機会づくりを推進			
	(2)子どもの人権侵害の未然防止、早期発見、早期対応【第21条】	児童相談所などの体制の強化	・母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制を整備 ・児童相談所においては、専門性の高い困難事例に対応するため、専門的機能を強化	・要保護児童対策地域協議会を設置する市町村数	13市町村	13市町村
		市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進	・児童相談の第一義的な窓口である市町村における児童相談体制の整備を支援するとともに、児童相談所においては、市町村の後方支援体制を充実 ・市町村による子どもを守るネットワークの設置促進及び運営の支援を実施			
		いじめ・不登校などへの対応の充実	・子どもたちに豊かな心を育むとともに、子どもたちが悩みを相談しやすい環境づくりを整備 ・問題を抱える子どもの家庭等に直接働きかけて、課題解決を図る体制を整備			
	(3)養護を要する子どもへの支援【第22条】	家庭的養護の推進	・虐待を受けた子どもや非行など保護を要する児童を施設や里親のもとで養育するとともに、施設の小規模化や里親委託などにより家庭的な養護を推進	・児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童の里親への委託率	7.8%	6.5%
自立支援策の強化		・虐待を受けた児童等の心身のケアを行うとともに、その保護者に対しても相談・指導を行い、家族の自立を支援し、早期の家庭復帰を推進				
子どもの権利擁護の強化		・施設に入所した児童の権利擁護について、施設指導監査等を通じた指導の強化				
2 子どもの健全な育成	(1)子どもの多様な体験・交流活動の促進【第23条】	魅力ある遊び場づくりと遊びのネットワークづくり	・中学生、高校生も含めた、地域の子どもの遊びの拠点づくりを進めるため、児童館、児童センターや小学校の空き教室、公民館等を利用したミニ児童館の整備を促進 ・児童館等の活動内容などの積極的なPRを行い、子どもたちが興味や関心を持つ特色ある児童館活動を促進 ・遊びの指導者や移動児童館の派遣、移動相談会の開催、遊び道具の貸出しなどにより、地域における活動の活性化を促進 ・子どもたちが地域の人々の温かい支援を受けながら、多様な交流・体験等の特色ある活動が展開できるよう、遊びのネットワークの形成を支援 ・県産材を使った、木製屋外遊具の保育施設等への導入の支援 ・子どもたちが週末等に参加できる体験活動や奉仕活動について情報をインターネットを通じて提供	・わくわくどき自然体験事業を実施している公民館数と延べ参加者数	28公民館 延4,388人	-
		地域における多様な体験・交流活動の促進	・思いやりの心、コミュニケーション能力、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験や異年齢集団による集団宿泊体験等の体験活動の充実を支援 ・小学校の子どもたちが行う農山漁村での長期宿泊体験活動の推進 ・子どもの豊かな感性と想像力を育成するため、田んぼの生き物調べの実施 ・農水産業や食への理解を深めるため、地域や学校との連携による農林漁業体験や調理体験を実施 ・外国にルーツを持つ子どもたちが気軽に集い、遊べる場を整備 ・子どもたちに災害の疑似体験を通じた防災教育の推進			
		郷土の自然環境、芸術・文化、伝統行事を活かした体験活動の推進	・公民館などで、子どもたちが地域の人々の温かい支援を受けながら、ふるさとの自然、歴史、文化・芸術、伝統などを体験し学ぶ機会の一層の推進 ・とやま世界子ども舞台芸術祭の開催など、芸術文化を通じた国際交流の機会の充実 ・子どもの頃から、優れた芸術・文化に触れ親しみ、体験する機会を提供			
	(2)子どもの放課後の居場所づくりの推進【第23条】	放課後子どもプラン(放課後児童クラブ・放課後子ども教室)の推進	・共働き家庭の小学校低学年の児童が、授業終了後に過ごす放課後児童クラブやさんさん広場の整備や運営に対し助成 ・放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化を進め、運営改善を支援 ・放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちが様々な遊びや学び、地域住民との交流などを体験できる取組みを推進 ・放課後児童クラブの指導員の資質向上を図るための研修の実施 ・特別支援学校等の児童生徒を対象とした放課後の一時預かりを実施	・放課後児童クラブ数 ・とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数 ・放課後児童クラブのうち18時を越えて開所するクラブ数	178か所 17か所	159か所 5か所
		(3)食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進【第24条】	健康な生活習慣づくりの推進	・情報紙等を通して、食事や睡眠、あいさつなどの基本的な生活習慣づくりを啓発 ・健康づくりノート等を活用した学校や家庭等との連携による生活習慣づくりの推進 ・生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や健康な生活習慣を身に付けさせるための健康教育を推進 ・学校と地域の専門家や保健医療機関との連携による健康教育や健康づくりの支援体制を整備	近所の人にあいさつをする児童・生徒の割合	小6 89.7% 中3 77.7%
		食を通じた心身の健康づくりの推進	・栄養教諭の計画的な増員配置などによる、子ども・保護者を対象とした食育・健康教育の充実と家族そろった健全な食生活を推進 ・地場産野菜や県産魚を用いた学校給食を通じて、食に対する正しい知識を身につけ、食を通じた心身の健康づくりを推進 ・食中毒など食品による健康被害を防止するため、小学校において「食品衛生出前講座」を開催するなど、食品に関する知識の普及・啓発を推進	・子どもの朝食欠食率(小学5年)	1.5%	H16実績 1.8%

(4)健全な育成環境の整備と思春期保健対策の充実 【第25条】	青少年健全育成運動の推進	・家庭、学校、地域社会、事業者、青少年育成富山県民会議をはじめ関係機関・団体等との連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を展開	思春期保健相談士数	23人	19人	
	有害環境対策の推進	・青少年のインターネットの適切な利用等、有害環境の浄化について、社会総がかりで取り組むための広報啓発活動を推進 ・子どもの携帯電話におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動の推進 ・風俗営業店舗等に対する少年非行防止啓発活動の推進				
	非行防止などに対する相談体制の連携・啓発と保護・更正	・少年非行の防止を図るため、関係機関・団体が連携協力して、広報啓発等を継続的に実施 ・小・中学校、高校などにおける非行防止教室等を開催 ・非行少年等の立ち直り支援の推進 ・いじめ110番等を通じた、いじめ相談への適切・迅速な対応と関係機関との連携の推進				
	性や喫煙・薬物等に対する正しい理解の促進	・青少年やその保護者を始め社会全体に対して規範意識の向上に向けた広報啓発等の取組を推進 ・生命と心身の健康の大切さ、健康で豊かな人間性と社会性をもった性意識の涵養、性感染症予防の啓発を図るため、医師、保健師、助産師等の講師を学校や地域に派遣 ・喫煙、飲酒等が身体に及ぼす影響などについて正しい理解を促進するため、学校と地域保健、医療機関が連携し、児童・生徒や保護者に対する健康教育を推進 ・小・中学校、高校などにおける薬物乱用防止教室等を開催				
	思春期の健康相談体制の充実	・思春期の心や身体の不安や悩みに対応するため、厚生センターにおける電話相談(思春期テレフォン)や面接相談など相談体制を充実				
3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進	(1)生命の尊さや家庭の役割等について学ぶ機会の充実 【第27条】	生命の大切さや家庭の役割について学ぶ機会の充実	・「いのちの先生」による講話など、いのちを大切にする心の教育を推進 ・中高生がとやまの子育て環境について学び、将来の家庭生活について考える機会の充実	10代の人工妊娠中絶実施数(女子人口千人当たり)	H19実績 6.2‰	H17実績 8.6‰
		乳幼児とふれあう機会の充実	・中高生が、子育ての楽しさと大変さを学ぶことができるように、保育実習や赤ちゃんとのふれあい体験の実施			
	(2)家庭生活における性別による固定的役割分担意識の解消 【第27条】	男女が共に家事や育児を担える能力の育成	・男女を問わず社会生活に必要なスキルを身に付ける機会の提供	・家庭生活で男性の方が優遇されていると感じている人の割合		H16実績 63.1%
		学校教育等における男女共同参画を学ぶ機会の充実	・学級活動や学校行事などを通じて、男女が互いに理解し協力することを人権教育の一環として推進			
		家庭・地域における男女共同参画の推進	・男性の家庭参画に対する社会全体の理解を醸成するため、男性向けの研修や企業への出前講座を拡充 ・男女共同参画推進員による地域での学習・啓発活動の推進			
	(3)結婚や子育ての意義や喜びを知る活動や機会の充実 【第27条】	結婚に関する意識啓発と出会いの機会の充実	・子育てや家庭の大切さについて普及啓発を行うとともに、 <u>結婚を希望する若者の健全な出会いの機会と交流の場の拡充</u> ・若者が企画する未婚男女の出会いと交流の場を提供する事業等の実施を支援			
(1)家庭の教育力の向上 【第26条】	家庭教育に関する学習機会や相談体制の充実	・親の役割や家庭教育について学習する機会の充実 ・市町村と連携し、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報の提供 ・パソコンや携帯電話を利用した、いつでも気軽に相談できる相談体制を充実	・子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う割合	9.8%	H18実績 14.8%	
	父親の家庭教育参加の促進	・父親と子どものふれあいを深める体験活動の促進 ・職場における父親の家庭教育について学ぶ機会の充実				
	企業と連携した家庭教育支援	・企業と連携して、家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会の充実				
	親子のふれあいを深める機会の提供	・親子での自然体験活動の機会を提供 ・親子のふれあいを深める情報の発信の充実				

(2)個性と創造性を伸ばす教育の充実【第28条】	幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに幼児と児童の交流の機会や小学校教師との意見交換、合同研修の機会を設けるなど幼・保・小の連携を推進 私立幼稚園の多様な特色教育内容の展開を支援 	学習障害等に関する研修を受講した教員数(累計)	2,934人	1,028人
	自主性を重視した教育活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> 基礎学力の定着と課題を解決する力の育成を推進 県内の優れた指導方法や自作教材などをデータベース化し、授業の改善を支援 情報モラルを身に付け、情報やその手段を適切に活用できる能力の育成を推進 小中学校における少人数教育を推進 私立高等学校の多様な特色教育の内容の展開を支援 			
	障害のある子どもの教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園から高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもに対する支援体制をすべての学校に整備するとともに専門家チームや巡回相談員の学校への訪問・助言による支援内容を充実 教育、保健、医療、福祉、労働等の専門家による相談会を地域ごとに開催し、教育相談体制を充実 市町村が子どもの学校生活を支援するために配置するスタディ・メイト(特別支援教育支援員)の養成と資質向上を支援 特別支援学校と近隣の幼・小・中・高との学校交流の実施と職業教育を充実 特別支援学校へ看護師を配置し、医療的ケアの体制を整備 障害の重度・重複化などに対応した研修会の実施による指導力の向上を推進 			
	教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 老朽校舎・体育館の改築や耐震補強、余裕教室の有効活用など安心・安全で魅力ある教育環境の整備 県立学校において、情報教育環境の充実を推進 私立学校が行う施設・設備の整備に対する支援 			
キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」など職場体験活動の実施等によりキャリア教育を推進 私立専修学校・各種学校が行う職業教育への支援 	県立高校生のインターンシップ体験率	52.6%	45.1%	
(3)豊かな心を育む教育の推進【第28条】	学校における福祉、環境、芸術・文化教育と奉仕活動・体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校や家庭における子どもの読書活動を推進 学校と美術館・博物館の連携による芸術文化教育の取組の充実 環境保全の活動や学習を行う「こどもエコクラブ」への活動に必要な情報提供等の支援 県内の10歳の児童が取り組む「とやま環境チャレンジ10事業」の推進 幼児と保護者を対象とした「はじめてのエコライフ教室」の実施 学校教育において、命の大切さを学ばせる体験活動や地域社会への参画意識を図る高校生のボランティア体験活動をはじめ、農山漁村の人々との交流や農林漁業宿泊体験活動など様々な体験活動を推進 	平日に家庭で10分以上読書をしている割合	小6 68.0% 中3 52.1%	-
	郷土愛と国際性を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 次代の農業を担う人材の確保・育成のための学校内外における農業体験学習の推進 郷土に対する愛着心を育む郷土学習、歴史学習の推進 外国語指導助手の配置などを通じて、異文化理解やコミュニケーション能力の育成を推進 県のホームページ上に子どもを対象とした窓口を設け、富山県の魅力やイベント情報等を発信 			
	いじめ・不登校の子どもに対する指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止に向けて、思いやりの心や感謝の気持ちを育む様々な体験活動等を推進 不登校の子どもに対して、集団生活への適応のための指導、基礎学力の補充等により、学校復帰を支援 子どもたちに豊かな心を育むとともに、スクールカウンセラーの配置などにより子どもたちが悩みを相談しやすい環境づくりを整備 問題を抱える子どもの家庭等に直接働きかけて、課題解決を図る体制を整備(再掲) 	いじめ認知件数(千人当たり)	小 中 高	(H19績) 10.6件 16.7件 4.3件
(4)児童・生徒の心と体の健康づくり【第28条】	子どもの頃からのスポーツ活動の普及・振興	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設の地域開放や各種スポーツ大会に対する支援、スポーツイベントの開催を推進 子どもたちがスポーツを楽しむことができる環境づくりとして総合型地域スポーツクラブの育成を推進 	運動に取り組む児童の割合(小学生)	90%	-
	学校等における体育・スポーツの充実	<ul style="list-style-type: none"> 体力づくりノートの小学生への配布などにより運動習慣の定着を推進 運動部活動を活性化させるため、地域の優れたスポーツ指導者を中・高校に派遣し、指導体制の充実を推進 	総合型地域スポーツクラブに加入する幼児、小・中学生の数	15,735人	12,108人
	子どもの健康教育と学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校と専門家や地域の保健医療機関との連携による健康教育の充実 悩みを持つ子どもが24時間気軽に相談できる体制を整備 健康づくりノートの幼児・小学生・中学生への配布などにより基本的な生活習慣の定着を推進(再掲) 児童・生徒の健康を守る学校保健体制の充実 			

基本方針 経済的負担の軽減

基本的施策	施策の基本方向	施策	主な施策内容	目標指標(例示)	現況(H20実績)	H17実績
1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減	(1) 県の特성에応じた施策等の推進【第29条】	出産・保育・医療等に係る経費の助成、就学、住宅などに係る経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が協力し、妊産婦及び乳幼児に係る医療費や、多子世帯に係る保育所や幼稚園の保育料などを軽減 ・国の制度を活用して、未熟児に対する医療費の公費負担(未熟児養育医療)や、手術により障害の改善が期待できる児童に対する医療費の公費負担(育成医療)、慢性疾患にかかっている児童に対する医療費の公費負担(小児慢性特定疾患治療研究事業)を実施するとともに市町村と協力して、重度障害児に対する医療費負担を軽減(重度心身障害者等医療費助成) ・児童扶養手当(国制度)の支給等により母子家庭等の経済的支援を実施 ・養育費確保の推進のため、弁護士による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進 ・経済的理由により就学が困難な優れた学生・生徒に奨学金を貸与 ・多子世帯に対し、子どもの大学への就学等に必要な費用の確保を支援 ・三世帯同居住宅や多子同居住宅の新築、購入、改良に必要な資金を低利に融資 ・県営住宅において、多子世帯の優先的な入居への配慮や、子育て世帯の入居収入基準の緩和をするなどにより、安心して子育てができる住環境の確保を支援 ・在宅の重度障害児(者)に対する住宅改善費用を助成 ・子育て家庭の経済的負担だけでなく、精神的負担の軽減を図るため、子どもが生まれた家庭に保育サービス等が利用できる子育て応援券の配付 		-	-
	(2) 国への要請【第29条】		<ul style="list-style-type: none"> ・国において取組んでもらう事項を国への重点要望として国に要請 多子家庭に係る保育料の軽減(出生順位に着目した軽減への拡充) 乳幼児医療費の自己負担のより一層の軽減 奨学金制度に対する多子世帯に係る対象者の拡大 など 		-	-

基本方針 子育て支援の気運の醸成

基本的施策	施策の基本方向	施策	主な施策内容	目標指標(例示)	現況(H20実績)	H17実績
1 子育て支援の気運の醸成	(1) 社会全体で子どもや子育てを支援する意識づくり【第30条】	子育て支援や少子化に関する意識啓発	子育て家庭のみならず、すべての県民がそれぞれの立場で子育て支援や少子化について考え、地域ぐるみで支え合うという意識や気運を醸成するための広報・啓発を推進	・子育てを楽しんでいる割合		-
		「子育て支援・少子化対策」に積極的に取り組む県民等の表彰	積極的に子育て支援に取り組んでいる個人・団体等を「子育て支援とやま賞」として顕彰			
	(2) 家族のふれあいを促進する啓発活動の促進【第30条】	<p>明るく楽しい家庭づくり運動の推進(富山県民家庭の日)</p> <p>とやま子育て応援団等の普及促進</p> <p>市町村、学校、保育等関係団体等との連携</p>	<p>「とやま県民家庭の日」(毎月第3日曜日)や「とやま家族ふれあいウィーク」(とやま県民家庭の日から始まる1週間)を契機として、家族と触れ合い、家族のきずなを深めるための啓発活動を推進</p> <p>・家族のふれあいの機会を創出するため、富山県民家庭の日にあわせたイベントを開催</p> <p>・「とやま県民家庭の日」に家族のきずなを深め、親子で取り組むきっかけづくりを促進</p> <p>とやま子育て応援団事業の普及や、利便性を高めるためのホームページ等を活用した子育て情報の提供などによる、とやま子育て応援団事業の利用促進と制度の充実を促進</p> <p>・子育て支援・少子化対策条例の普及促進を図るため、マスメディアを活用した啓発活動を実施</p> <p>・富山県子育て支援・少子県民会議その他の会議をなどの機会を通じて、子育て団体、企業、NPO、行政などを含めた地域全体の子育て支援を、県内の各界各層へ働きかけを実施</p>	とやま子育て応援団の認知度		